

農業委員会事務局

【 代 表 課 】

農業振興課 048 - 829 - 1805 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 農業委員会事務局

| 通番 | 事務事業名 | 事業名 | H22年度 予算額 (千円単位) | 事業 類型 | 見直しの判断基準(メルクマール) | | | | | | | 実 施 方 法 | 事業の概要 (目的・内容) | 見直しの方向性 | | 職員数 | | | 提出調書 | | | 担当課 | 行革本部 の見解 | | | |
|----|-----------|-----|------------------------|----------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|------------------|---------|---|-----|-------------------|-------------|-------|--------|-------------|-----|-------------|--------|-------------|-------------|
| | | | | | (1) | (2) | (3) | (3) | (3) | (3) | (4) | | | (5) | (6) | (7) | 該 当 な し | 方 向 性 | 見直し内容 | 正 規 | 再 任 用 | | | 臨 時 | 様 式 2 | 附 表 1 |
| 1 | (歳入)証明手数料 | | 50 | | | | | 1 | | | | | | 1 | 農業委員会が発行する各種証明(許可済証明、基本台帳 登載証明、農業従事者証明等)の交付事務に関し、1件当 たり200円の手数料を徴収する。 | | 事務手数料条例の改正動向を見守る。 | 0.3 | | | 1 | | | | 農業振興課 | オ-4 |

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 農業委員会事務局

| 通番 | 事務事業名 | 事業名 | H22年度 予算額 (千円単位) | 事業 類型 | 見直しの判断基準(メルクマール) | | | | | | | 実施 方法 | 事業の概要 (目的・内容) | 見直しの方向性 | | 職員数 | | | | 提出調書 | | | 担当課 | 行革本部 の見解 | |
|----|------------|-------------------------------|------------------------|----------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|------------------|--|-----|--|-------|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|
| | | | | | (1) | (2) | (3) | (3) | (3) | (4) | (5) | | | (6) | (7) | 方向 性 | 見直し内容 | 正 規 | 再 任 用 | 臨 時 | 様 式 2 | 附 表 1 | | | 附 表 2 |
| 2 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会運営業務 | 29,936 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 農業委員会の運営に係る業務(会議、研修、委員報酬、表彰、農業委員会交付金、埼玉県農業会議負担金等) | ク | 農業委員会の運営に欠かせない業務であり、引き続きコスト削減に努めながら継続して実施する。 | 2.7 | 0.8 | | 1 | | 1 | | 農業振興課 | ケ |
| 3 | 農業委員会運営事業 | 農地基本台帳整備業務 | 2,795 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 農家の家族構成、年間農業従事日数、農機具保有状況、耕作地状況等農業経営状況を把握し、農地の適正管理と農業振興に活用するための台帳整備である。 毎年、土地情報と宛名情報を活用し作成した調査表を農業委員補助員(農協支部長)を通じて各農家に配付し、記入・確認後、回収・整理・電子化等を行い台帳として備え付ける。 | ク | 農地流動化や農地法及び農業経営基盤強化促進法を補完するとともに、農業者への支援事業に欠くことができない重要な資料である。引き続きコスト削減に努め、継続して実施する。 | 0.7 | 0.1 | 1.0 | 1 | | | | 農業振興課 | ク-1 |
| 4 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会委員選挙人名簿 登録申請書受理・審査業務 | 2,712 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 農業委員会委員選挙人名簿は、選挙権を有する者(107-ル以上の農地の経営主と年間60日以上農業従事する同居の親族)の農業委員会経由の申請に基づき、選挙管理委員会が毎年調製する。農業委員会は、該当者を農地基本台帳から抽出し、農業委員補助員(農協支部長)が該当者へ配付、記入・確認後、回収・内容審査し、選挙管理委員会へ申請書を送付する。 | ク | 農業委員の選挙権を行使するために選挙人名簿の調製は欠かせないので、選挙権を有する人の申請漏れがないように、情報誌「農委だより」でさらに制度の周知に努め、継続して業務を実施する。 | 0.6 | 0.1 | 1.0 | 1 | | | | 農業振興課 | ク-1 |
| 5 | 農業委員会運営事業 | 情報誌発行業務 | 1,955 | C | | | | | | | | 1 | 1 | 市内農家及び農業関係者を対象に農業に関する情報を提供・収集し、地域農業の育成と農業者の意欲向上を図るとともに、農業委員会活動を周知するため、情報誌「農委だより」を年3回(7月、12月、3月)発行する。 農業委員による編集委員会にて企画編集し、農業委員補助員を通し各農家に配付する。 | ク | 農業者の高齢化が進行する中、インターネット等電子媒体情報は閲覧頻度が低い、紙媒体は、情報の提供と収集のための重要な手段であり、引き続き農業者の意向を反映した充実した紙面づくりに努める。 | 0.7 | | | 1 | | | | 農業振興課 | カ-3 |
| 6 | 農業委員会運営事業 | 農地・農家台帳システムGIS 機能構築業務 | 16,507 | C | | | | 1 | | | | | 3 | 農地情報の収集、整理、分析及び提供と各種農業振興施策を円滑に実施するため、「農地基本台帳システム」に地図情報システム(H22情報政策課予算)を構築し、関連データを移行し、農地情報管理システムの構築を完了する。なお、地図情報システムデータの保守管理は、農業振興課が行う。 | イ | 今後のシステムの運用と維持管理が円滑になされるよう、本年度のシステム構築にかかる仕様書をもれなく作成し、関連データをすべて移行する。 | 0.2 | | | 1 | | | | 農業振興課 | ク-1 |
| 7 | 農業委員会運営事業 | 国有農地管理業務 | 480 | B | | | | | | | | | 2 | 国有農地の管理は、農地法の規定で、県が行うものとされているが、県は農業経営基盤強化事業取組費交付規程に基づき、市町村に対し国有農地の管理に関する事務費を交付している。当委員会では、未貸付の国有農地の雑草除去業務(年4回)を委託により行っている。 | エ | 特定財源の範囲で、除草委託を行うとともに、国有農地の管理は、農地法の規定に基づいて行うよう県と協議を始める。 | 0.1 | | | 1 | | | | 農業振興課 | エ-1 |
| 8 | 農業委員会運営事業 | 農地法第3条許可及び4・5 条転用許可・届出受理業務 | 2,003 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 国内の農業生産の増大、食料の安定供給の確保及び耕作者の安定的な農業経営に資することを目的とし、農地法の規定に基づき、農地の権利移動(農地法第3条)及び農地を農地以外に転用すること(農地法第4条及び第5条)を規制することにより、農地の確保とその有効利用を図る。なお、平成17年に知事の許可等の権限が移譲された。 | ク | 当業務は法令に基づく業務であるため、今後も法の規定を遵守し業務を継続する。 | 5.6 | 0.2 | | 1 | | | | 農業振興課 | ク-1 |
| 9 | 農業委員会運営事業 | 農地法第18条賃貸借解約業務 | 53 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 耕作者の安定的な農業経営に資することを目的とし、農地法第18条の規定に基づき賃貸借の行われている農地について当事者双方からの合意解約の通知について受理を行う。なお、平成17年に農地の賃貸借の解約等の知事許可権限が移譲された。 | ク | 当業務は法令に基づく業務であるため、今後も法の規定を遵守し業務を継続する。 | 0.2 | | | 1 | | | | 農業振興課 | ク-1 |
| 10 | 農地利用集積実践事業 | 農地利用集積実践事業 | 232 | A | | | | | | | | 1 | 1 | 計画的に規模拡大や生産方式の改善、経営管理の合理化を進めていこうとする農業経営者に対して、利用権の設定により農地の効率的な利用を図る。 | ク | 利用集積(貸し借り)による農地の有効利用が遊休農地の解消と担い手育成対策の重要な方策のひとつであり、積極的に事業を推進する。 | 0.8 | 0.3 | 0.2 | 1 | | | | 農業振興課 | オ-9 |
| 11 | 農業者年金業務事業 | 農業者年金業務事業 | 445 | C | 1 | | | | | | | | 1 | 市と農業者年金基金が、次の業務を農業委員会が行うことを条件(施行規則85条)に委託契約を結び(法10条)、農業委員会が市から事務の委任を受け業務を行っている。 制度の周知と加入促進(窓口相談、情報誌への掲載等) 加入申込や諸手続き(死亡届けや裁定請求書の事務処理) 現況届の農業者年金基金への送付 | ク | 農業者年金基金からの受託事業収入の範囲で業務を行いつつ、農協も似たような業務を受託しているため、受託業務の見直しについて農業者年金基金に働きかける。 | 0.1 | 0.5 | 0.4 | 1 | | | | 農業振興課 | オ-5 |

